

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02051

研究課題名（和文）フランス共和国における「ジプシー」の市民権に関する研究：リベラル・モデルの例外化

研究課題名（英文）A Study on the Citizenship of "Gypsies" in the French Republic: Exceptionalizing the Liberal Model

研究代表者

中野 裕二（Nakano, Yuji）

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：10253387

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、共和国の原理に立脚することで20世紀初頭からリベラルな市民権に立脚する法制度を整備していくと同時に、リベラルな市民権のモデルから「ジプシー」を例外化する4つの法制度を制定してきたフランスを素材に、この例外化の正当化の論理を明らかにし、この法制度がフランス社会で受け入れられている現状を明らかにしようとするものである。本研究の成果の一部は、日本文化人類学会や「宗教と社会」学会等の研究大会、市民向けセミナー等で発表してきた。また、図書や学術論文の中で発表した。今後刊行される図書の中で研究成果の一部を発表し、学術論文においても発表を続ける予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランス共和国が抱えるマイノリティ問題として、「ジプシー」の存在はユダヤ人同様の歴史的深度があり、かつ現在も排除をめぐる諸課題が根深く残る深刻なものであるにもかかわらず、これまで日本及びフランスで十分に研究されてきたとは言えない。とりわけ「ジプシー」規制の最初の法律である1912年法に関する研究は日本ではほとんど行われてこなかった。この点で、フランス共和制の専門家である研究代表者とジプシー/ロマ研究の人類学者が共通課題を多様な側面から追及した本研究は、既存の学術的空白を埋め、フランス共和国と「ジプシー」の関係に関わる多分野の研究を前進させるものとなる。

研究成果の概要（英文）：Based on the principles of the Republic, France has established a legal system based on liberal citizenship since the beginning of the 20th century, while at the same time enacting four legal systems that make "Gypsies" an exception from the model of liberal citizenship. This research aims to clarify the logic behind the justification of this exception and to clarify the current state of acceptance of this legal system in French society. Some of the results of this research have been presented at research conferences such as the Japanese Society of Cultural Anthropology and the Society for Religion and Society, and at seminars for citizens. They have also been published in books and academic papers. We plan to publish some of the research results in books to be published in the future, and continue to publish them in academic papers.

研究分野：政治社会学

キーワード：フランス 共和国 ジプシー 移動生活者 シティズンシップ ロマ 身分登録 移動

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際移民のグローバル化に伴う多文化社会化のもとで、移民の受け入れ社会への統合が課題となる一方で、排外主義の興隆が世界的に問題となっている。移民のシティズンシップについては、個人の文化的社会的属性から切り離されたりベラルなシティズンシップのモデル(「リベラルな市民権モデル」)への収斂が指摘されている。

(2) フランスはリベラルな市民権モデルの典型の国だとされている。実際、フランスは19世紀末の国籍法制定時に出生地主義を採用し、移民に対して出自等にかかわらず市民権を認める包摂的な制度を創設した。それが出自・人種・宗教にかかわらず市民の平等を保障する共和国の原則の観点に一致するとして支持された。さらにフランス政府は、出自等にかかわらず市民の平等が認められているという理由で国内のマイノリティの存在を認めていない。

(3) 他方で、「ジプシー」と総称される移動生活者(マヌーシュ、ジタン、ロマ等の下位集団にわかれる)に対して、フランスは1912年に国内の往来を規制し、彼らを厳重に監視する法体制を打ち立て、その後3つの法律で往来と彼らのキャラバン駐車を規制している。1912年法では国籍にかかわらず「ジプシー」に人体測定方式身分証明手帳の携帯を、1969年法では移動手帳の携帯を義務づけ、各自治体へと到着時・出発時に査証を受けることを義務づけるなど、フランス市民が含まれる「ジプシー」に対して、「ジプシー」という理由で特別な規制・監視体制の下においてきた。

(4) リベラルな市民権モデルの典型であるフランスにおいて、どのような理由でこうした特定集団を特別扱いする法制度が成立し、受け入れられているのか、それが共和国の原則との関係でどのように正当化されているのか、こうした制度がフランス社会や当事者にどのように受け入れられてきた(いる)のかについての研究は進んでいない。

2. 研究の目的

(1) リベラルな市民権モデルに立つフランス共和国の中で「ジプシー」は例外的に扱われてきた。そこで本研究は、「ジプシー」をめぐる法制度を素材として、次の問いを設定した。それは、(ア)「ジプシー」を例外的に扱う法制度がなぜ、どのような理由で正当化されたのか、(イ)この法制度によって「ジプシー」の権利はどのように制限されたのか、(ウ)この法制度が、実行・実践の現場でどのように解釈され、実行され、受容されてきた(いる)のか、である。

(2) 本研究は、これらの問いに答えることで、リベラルな市民権モデルへの収斂の中の排外主義の興隆と定着の理由の一端を明らかにし、市民権制限に対抗し、市民権回復の可能性と課題を提示することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法は大きく2つに別れる。1つは制度的研究、文献研究である。「ジプシー」規制にかかわる法制度を当時の社会政治的状况を踏まえながら、立法過程の委員会・本会議の議事録、先行研究をもとにして検討し、法制度の成立要因、正当化理由を明らかにする。

(2) 2つめは文化人類学的研究である。具体的には、「ジプシー」をめぐる法制度が運用の現場でどのように実行、解釈、受容されているかを、法制度を取り巻く多様な立場の人々(政治家・行政担当者、支援組織関係者・ソーシャルワーカー、地域社会の人々、「ジプシー」当事者)を対象に聞き取り調査と参与観察を通して明らかにする。

4. 研究成果

(1)

1912年に制定された法律は「移動式職業の従事及びノマド(遊動民)の往来規制に関する法律」という名称である。この法律では、フランス国内を始終移動する人びとを(ア)フランス国籍の有無、(イ)住所または定まった居所の有無、(ウ)職業・仕事の従事及びその職業・仕事の種類という3つの要素の組み合わせから3つのカテゴリーに分類した。3つのカテゴリーとは「行商人」「興行師」そして「ノマド」である。フランスを往来するにあたり、「行商人」には県知事への届出と届出受領証の携帯が義務づけられ、「興行師」には人相書きと写真を伴う「身分証明手帳」の携帯義務と警察官等から要請があった場合の提示義務が課された。これに対して「ノマド」は個人用と集団用の「人体測定方式身分証明手帳」の携帯義務と移動の際の各コミュン(基礎自治体)到着時と出発時に警察署長から査証を受ける義務、警察官等から要請があった場合の手帳の提示義務、手帳に記載される身分事項に変更があったときに身分事項の変更記載を受けるために手帳を身分吏(市長)に提示する義務、使用する車両に一般車両用のナンバープレートとは別の特別ナンバープレートを設置する義務が課された。

1912年法形成の要因は複数ある。いわゆる「ジプシー」はフランスに初めて現れるのは15世紀とされ、規制が強い時期弱い時期があったが、19世紀末になって急に「ジプシー」の「侵略」「災厄」が問題視されるようになった。普及した新聞によっていわば「ジプシー問題」キャンペーンが張られ、彼らによって引き起こされる犯罪や彼らの存在がフランスとりわけ農村地域を

苦しめていること、不衛生なキャラバン（当時は大型馬車）によって「ジプシー」が伝染病の原因となっていること、彼らの浮浪生活や犯罪行為が「人種に基づく特徴」であることが喧伝された。こうしたキャンペーンや実際の地方住民の不安や要望を受けて、各県の県知事や地方議員を兼職する国会議員が対処を求めるようになる。また、19世紀末には外国人とりわけ東側国境から入国する外国人に対する警戒感が高まり、「ジプシー」は外国政府のスパイであり、フランスの交通網情報を外国政府に流しているという言説も生まれる。こうしたことから内務大臣が1895年に国内のノマドの一斉調査を命じ、また、1907年には警察がノマドの身分情報をカード化して中央監理することもはじめた。また、地方住民の不満・不安に答えるために、内務官僚である県知事が独自にノマド規制と追放の施策を展開する。行政命令によって、ノマドに県知事許可証の取得と県内移動に際してコミューンを出入りする際に市長の許可証の取得を義務づけ、違反した場合には県領域から追放するという内容である。しかし、県知事命令で個人の自由をこれまで規制できるのかという法的な問題と、県領域からの追放は隣県に問題を押しつけるだけであるという点が問題視される。そこで、フランス全体で統一的に対処する法律の制定が求められるようになる。また、多くの県議会では独自の取組みを行うよりは、国家による対処を求める請願が出されたのも、法律制定の要因の1つである。

法律制定に向けて国会議員の提出法案、政府の法案が出されるが、規制の前提となったのは、刑法典に規定される「浮浪生活罪」や外国人の滞在に関する法律に規定される行政の「追放権」の「ジプシー」に対する適用実効性のなさの認識である。「浮浪生活罪」の成立要件は、始終移動する人びとが「財産を持たないこと」「いかなる職業・仕事にも従事していないこと」であるため、少しでも金銭を持っているか、例えば刃物研ぎのような移動式職業に従事していると言い張られた場合、「浮浪生活罪」を適用できないということが問題視された。そのため、別の形での規制が必要とされた。また、外国人の滞在に関する法律で規定される行政の持つ「追放権」については、フランス国外に追放しようとして隣国国境管理官と「ジプシー」の押しつけ合いになること、実際に追放してもすぐに別の国境から入国してしまうことが問題視された。その際に問題とされたのが、「ジプシー」の身元の不明確性である。身分証明書を持たず、または複数の名前や複数の身分証明書を持つことがあったため、追放しても別人として「新規」入国することを妨げることができないことも問題視された。そのため、「ジプシー」の身元確認と不変な身分証明書の確立が課題とされた。当時、国内の犯罪者とりわけ累犯者に対して用いられていた人体測定方式（ベルチオン法）を用いることとされた。「ジプシー」「ノマド」は罪を犯すものだという決めつけが法制度策定の基礎にあったといえる。

こうした特定集団を犯罪と結びつけることを正当化したのが当時の社会進化論的な考え方である。実際、国会での審議においても、浮浪生活・移動生活という特徴、盗みや詐欺を働く人びとという特徴を人種やエスニックな性質と結びつけて特別な対策の必要性が主張された。国会の議論では「人種の特徴(signes de race)」、「エスニックな性質を帯びた(à caractère ethnique)」浮浪生活という用語で集団を特徴づけ、集団を「ロマニッシュル」「ボヘミアン」と呼んでいた。しかし、実際の法文作成の段階で「人種」「エスニシティ」的要素がそぎ落とされ、名称も「ノマド（遊動民）」へとなくなっていった。そして、始終移動する人びとのカテゴリー化においても人種的な要素はなくなる。しかし、その出発点が特定のエスニック集団の排除であった点は、20世紀から21世紀においても影響を残している。

また、1912年法は、かつての国外追放措置への専心ではなく、「ジプシー」「ノマド」が自らフランスから去り、フランスに戻ってこないことを期待する内容となっている。

1969年に法律が改正され、「人体測定方式身分証明手帳」は「移動手帳」に変更され、コミューンの到着時・出発時の査証は3か月おきの査証へと変更される。その後、1990年、2000年と法律が制定されることで、国家・中央政府はノマドを「移動する人びと(gens de voyage)」と呼び換え、彼らの移動生活という文化を守りながら定住や社会への参入を促進する政策へと転換する。(2)で述べるとおり、コミューンまたはコミューン連合体は集合宿营地や「適合住宅(habitat adapté)」の整備を義務づけられることになる。しかし、こうした中央政府の政策転換に対して、コミューンや地方住民は「追放」という伝統的な措置の継続を望み続け、実際に行われている。例えば、キャラバンを駐車していた土地の再開発を名目にキャラバンを強制的に排除したり、「ジプシー専用区画」という看板の隣に「コミューン糞尿捨て場」という看板を設置し、集合宿营地の利用をためらわせる事例が報告されている。また、コミューン内に駐車する人びとに予防接種証明書の携帯を義務づける市長命令を出して、違反者を市外に追放することも行われた。また、「移動する人びと」への専用区画の整備を義務づけた法律では、専用区画以外への駐車を禁止した。この法律を使って、専用区画以外に駐車した「移動する人びと」を市外に追放することも報告されている。

「ジプシー」の中には定住をはじめめる人びともいるが、公団の社会住宅への入居申請を「住民が望まないから」という理由で市長が却下し、上位行政機関の許可勧告に対しては、「市議会議員全員の辞職」をちらつかせて強行することも行われている。また、農場を購入し定着しようとした「ジプシー」に対して、近隣の商店が商品の販売を拒否したり、公立学校に子どもを通わせると住民が子どもを学校に行かせず、「ジプシー」が出て行かざるを得なくなったことも報告されている。

このように、リベラルな市民権モデルの典型とされるフランス共和国において、人種やエスニックな要素によって特定集団を異なるものと位置づけ、彼らを拒絶することが行われている。

(2)

1960年代末以降、各地域では法律に基づきまたは各コミューンのイニシアチブにより、「ジプシー」を対象とする集合宿営地を提供する政策が行われたところもある。また、住宅に関する2000年の法律以降、「適合住宅(habitat adapté)」と呼ばれる社会住宅を「ジプシー」に提供する政策も進んでいる。「適合住宅」はキャラバン(キャンピングカー)を設置する区画を備えた社会住宅であり、「ジプシー」の移動生活の伝統を尊重しつつ、人々の社会への参加を促すことを目的としている。しかし、フランス南西部のポー地域では、「適合住宅」が一般市民の住宅が存在しない地域最周縁部に整備され、「ジプシー」をその一区画にひとまとめに追いやる結果をもたらし、社会参入とは反対に周縁化を助長している。さらに、「ジプシー」は移動生活の時代から離合集散型の共同体を維持してきた人々であり、大規模で恒久的な集住にストレスを強く感じることも多い。コミューンまたはコミューン連合体による「適合住宅」設置等の住宅政策は、こうした「ジプシー」当事者の意に反して策定され実施されている。また、このように「ジプシー」を他の市民から隔絶する政策は、「ジプシー」の移動生活という一般市民の生活様式と異なる生活様式から正当化される。「ジプシー」はフランス共和国が想定する市民からなる「市民の共同体」とは別の共同体に固執する集団と見なされ、特別な政策が正当化される。しかし、「固執する」と見なすのは政治・行政であり、そこには「共同体主義」の一方的押しつけがある。こうした「市民の共同体」と「異質な共同体」の区別、「ジプシー」のある種の隔離とは異なる実態、そうした区別を乗り越える可能性も見てとれる。南仏カマルグ地方の基礎自治体サント＝マリー＝ドゥ＝ラ＝メール(以下「サント＝マリー」)は毎年5月にジプシー巡礼祭が催される「ジプシー」固有の聖地である。ジプシー巡礼祭では、ジプシー巡礼者とサント＝マリー市民が祭を共に担い、行政も「ジプシー」と一般市民の融合を演出している。ここには、「ジプシー」文化が地域社会によって公的に承認され、活用されるという事象が確認できる。他方、隔離的な住宅政策はあり、「ジプシー」の信仰や文化が「見世物」的に消費されているという批判があることは事実である。しかし、ジプシー巡礼祭では、近隣地域に定住する「ジプシー」、巡礼「ジプシー」、サント＝マリー市民、観光客が出会う。「ジプシー」のキャラバンの隣に観光客の観光客が並び、彼ら相互の交流も起こっている。そこには、「市民の共同体」の人々と「異質な共同体」の人々を超えた具体的な「誰」としての自らが現れている。巡礼祭における諸身体の現れと共同性の中に、市民と非市民の境界を問い直す「政治」の萌芽を見て取ることができるといえるだろう。

<参考文献>

左地亮子「身体的現れの政治 フランスのジプシー巡礼祭を事例に」『文化人類学』86巻3号、2021年、477-487頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 左地亮子 | 4. 巻 60(1) |
| 2. 論文標題 水口コストを想起する ロマ・ディアスポラ共同体の新たな想像をめぐる考察 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 東洋大学社会学部紀要 | 6. 最初と最後の頁 95-111 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 左地亮子 | 4. 巻 26 |
| 2. 論文標題 主体化と主体の自由を再考する 現代フランスを生きるマヌーシュ女性の民族誌から | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 白山人類学 | 6. 最初と最後の頁 139-166 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 中野裕二 | 4. 巻 208 |
| 2. 論文標題 フランス共和国にとって市民とは何か - 共和主義への愛着が見えなくするもの - | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 国際政治 | 6. 最初と最後の頁 181-191 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 中野裕二 | 4. 巻 22(2) |
| 2. 論文標題 「強い国家」とフランス共和制国家 - ピエール・ビルンボーム『ヴィシーの教訓』によせて - | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 駒澤法学 | 6. 最初と最後の頁 66-30 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 左地亮子 | 4. 巻 81 |
| 2. 論文標題 身体的現れの政治 フランスのジプシー巡礼祭を事例に | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 文化人類学 | 6. 最初と最後の頁 477-488 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 左地亮子 | 4. 巻 10 |
| 2. 論文標題 不確実性に満ちた環境に寄りそい、動くこと フランスにおけるマヌーシュのノマディズムと共同体をめぐる考察 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 年報人類学研究 | 6. 最初と最後の頁 80-105 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

| |
|--|
| 1. 発表者名 Ryoko SACHI |
| 2. 発表標題 Art That Matters: The Roma Contemporary Art Movement and Diasporic Memories |
| 3. 学会等名 International Symposium Diasporic Memory, Art for Survival: Music and Art of the Jews, the Roma and the Atomic Bomb Survivors in Hiroshima (国際学会) |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 「ジプシー・キャラヴァン」の民族誌的考察 フランスにおけるマヌーシュとロマ移民の二種の移動をめぐって |
| 3. 学会等名 日本文化人類学会 第55回研究大会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 身体の距離が「社会的なもの」になる時 - フランスのジプシー・マヌーシュの民族誌を通して考える |
| 3. 学会等名 第16回人類学関連学会協議会合同シンポジウム「ソーシャルディスタンス」(招待講演) |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 ジプシー巡礼祭に立ち現れる「市民の共同体」 - 政治 を民族誌的に問うための試論 |
| 3. 学会等名 日本文化人類学会第54回研究大会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 ヨーロッパにおけるジプシー/ロマの移動 - フランスのマヌーシュとルーマニア・ロマ民族を事例に |
| 3. 学会等名 国立民族学博物館共同研究会「人類史における移動概念の再構築」研究会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 フランスにおける身分登録技術の発展 |
| 3. 学会等名 エスニック・マイノリティ研究会第86回研究会 / 身分登録研究ワークショップ |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 「ジプシー巡礼祭」における身体・モビリティ・マテリアリティ - ストーリーを横切る「空間の偶然性」に着目して |
| 3. 学会等名 国立民族学博物館共同研究会「モビリティと物質性の人類学」研究会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 Dikh He Na Bister (見て、忘れるな) 過去の到来に開かれる身体経験としてジプシー/ロマの想起の諸実践を考える |
| 3. 学会等名 ディアスポラの記憶と想起の媒体に関する文化人類学的研究」2020年度第一回研究会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 フランスのペンテコステ派ジプシーにおける個と共同性 - ロマ・ペンテコスタリズムの民族主義を再考する |
| 3. 学会等名 「宗教と社会」学会第31回学術大会 |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 左地亮子 |
| 2. 発表標題 モバイルハウスの民族誌 - 動く住まいとノマドの共生をめぐると日米仏の事例から |
| 3. 学会等名 日本文化人類学会第57回研究大会 |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 中野裕二 |
| 2. 発表標題 日本にとっての「共和国モデル」 |
| 3. 学会等名 明治学院大学公開セミナー「多文化主義とデモクラシー」（招待講演） |
| 4. 発表年 2023年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 左地亮子 | 4. 発行年 2024年 |
| 2. 出版社 春風社 | 5. 総ページ数 278 |
| 3. 書名 モビリティと物質性の人類学 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------------------|---|----------------------------------|----|
| 研究 分 担 者 | 左地 亮子 (野呂) (Sachi Ryoko) (50771416) | 東洋大学・社会学部・准教授 (32663) | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|